

令和7年度
閲覧設計書

工 事 名	川内港整備(起債)工事(ふ頭R7-1工区)
工 事 箇 所	薩摩川内市港町唐浜地内
港 湾 名	川内港(唐浜地区)
工 期	250日間

【 閲覧設計書内訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	河川港湾課 港湾漁港係
-------	-------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認

電子閲覧



鹿児島県

北薩地域振興局建設部 河川港湾課

特記仕様書

業 務 名 : 川内港整備（起債）工事（ふ頭 R7-1工区）

港 湾 名 : 川内港（唐浜地区）

地 区 名 : 薩摩川内市港町唐浜地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書，契約書，設計図書によることとし，特に定めのない事項については，下記のとおりによるものである。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1)土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・最新版) |
| (2)土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・最新版) |
| (3)土木請負工事必携 | (鹿児島県土木部・最新版) |
| (4)工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5)港湾工事共通仕様書 | (国土交通省港湾局・最新版) |
| (6)その他関係法令規則等 | |

なお，これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は，監督職員と協議し，かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	○
		・ 本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。			○
	部分払い	・ 中間前払金を請求することができる。	契約書 第38条	—	○
		・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。			○
	契約工期	・ 契約工期は、250日間とする。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・ 翌年度への繰越予定(〇〇日延長予定)⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定			—
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
		〇〇日、〇月〇日まで			—
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・ 予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	○
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
	特例管理技術者の配置	・ 下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
		・ 下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			○
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事（原則2,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5	○
		・ 本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）		11-73	—
	施工体制台帳	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○
	施工体系図		11-7-1-9,10	11-71	
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	—
		①工事全体で制約			—
		②現道上の工種で制約			—
		③積算しない			—

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	・ 施工箇所が点在する工事の積算方法 「〇〇地区，〇〇地区，〇〇地区」 一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—
	現場環境改善 （イメージアップ）	・ 現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	○
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-72	○
	排出ガス対策型 第3次基準値	・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 〇〇（工種名）（S〇〇〇〇）における〇〇（建設機械名）の機械損料（損料）の第〇次基準値の建設機械 ・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 〇〇（工種名）（S〇〇〇〇）における〇〇（建設機械名）の機械損料（損料）の第〇次基準値の建設機械	共通仕様書 11-7-2-11	11-86	— —
	地域外労働者確保	・ 地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域），十島村（全域），口永良部島，加計呂麻島，与路島，請島の工事	共通仕様書 11-7-1-31	11-82	—
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
	三者技術調整会	・ 本工事は，三者技術調整会を開催する工事 ・ 本工事は，三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	— —
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 北薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0996-25-5652	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・ 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
	環境改善 （工事編）	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により，工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	・ 令和〇年〇月〇日までは，出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・ 令和〇年〇月〇日までに，NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・ 本工事の工期は，波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	・ 別途発注する関連工事（後発注工事・直轄工事）の請負者と，綿密な工程調整を行う必要がある。	特記事項	—	○

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 （１）場 所： （２）期 間： （３）復旧条件：	特記事項	－	－
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。	特記事項	－	－
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	－	－
		・受注者希望型（土工）			－
		・受注者希望型（作業土工（床掘））			－
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））			－
		・受注者希望型（小規模土工）			－
		・受注者希望型（法面工）			－
		・受注者希望型（舗装工）			－
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））			－
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）			－
		・受注者希望型（地盤改良工）			－
		・受注者希望型（河川浚渫工）			－
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			－
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））			－
		・受注者希望型（基礎工）			－
		・受注者希望型（擁壁工）			－
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）			－
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	－	○
		呼び強度 スランプ 空気量 粗骨材最大粒径			
		18 80 4.5 40			
		使用工種 水セメント比 セメントの種類 その他			
		本体工・上部工 65% 高炉B			
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書 11-7-2-10	11-86	－
	シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	共通仕様書 11-7-2-6	11-85	－
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-22	11-77	－

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道　〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。			特記事項	－	－	
		・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇 t 以上の工事車両は通行してはならない。			特記事項	－	－	
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。			特記事項	－	－	
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W＝　m、延長L＝　mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。			特記事項	－	－	
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」			特記事項	－	－	
		・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板					－	
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。			共通仕様書 11-7-1-29	11-81	－	
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。					－	
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)			共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○	
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について			共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○	
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事			共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○		
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について			共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○		
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受 入 れ 場 所： 〇〇市〇〇町〇〇地内 処 分 場 名： 〇〇〇〇〇〇処分場 運 搬 距 離： 0 k m そ の 他：			共通仕様書 11-7-1-26	11-80	－	
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	○	
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	－		
		②土工	土工 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。							
	②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目		
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生					
		再生切込碎石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)					
	建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-26	11-80	—	
	建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
		①指定副産物	コンクリート						
			アスファルト						
			木くず						
		②一般廃棄物	刈草・選定枝葉						
	建設汚泥の再生利用	①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
		②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	
			品質基準	コーン指数					
			生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
				特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
	建設汚泥の搬出	①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	
		②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						
			③その他 仮置き等必要条件						
		舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-28	11-81	—
	根株、伐採木等の利用	発生工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—
		利用工事	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—
	その他	関係機関との協議	・本工事における、陸上工事・海上工事については、荷役会社等の港湾利用者へ工事内容等を説明し、工程を調整し施工すること。また、港湾内の事業所等に近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85	○
		施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-85	—
		路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	—
①お盆				—					
②年末年始				—					
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						—	

施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-1工区）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	漁協権者との調整	・工事着手前に、漁業権者と工法、施工時期等について説明し、港湾工事の理解と協力を得ること。	特記事項	－	○
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。	共通仕様書 1-1-1-18	1-12	－
		現場発生品名			／
		引渡場所			
	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。	共通仕様書 1-1-1-17	1-11	－
		支給品名			／
		規格			
		数量・単位			
	部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。	契約書 第34条	－	－
		（１）部分使用範囲：別添図のとおり			／
		（２）目的：			
		（３）部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日			

第3条 その他

船舶の回航費の積算

第1項 作業船の回航

- 1) 本工事で使用する作業船（クレーン付台船及びグラブ浚渫船）の回航費は、川内港を基地港としていることから費用を計上していない。
- 2) 契約後、必要となる船舶の在港が確認できない場合は、当該港への入出港が川内港と異なることを書面等をもって確認し、甲乙協議のうえ、受注者の責によらず必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
なお、回航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

回航保険

第2項 作業船及びケーソン等を回航する場合の回航保険

請負者は、作業船及びケーソン等を回航する場合、港湾工事共通仕様書1-1-39（漁港の場合、漁港漁場関係工事共通仕様書1-1-38）に基づき、回航保険を付保しなければならない。
なお、回航保険契約を締結したときは、建設工事請負契約書第58条に基づき、直ちに回航保険証明書の写しを添付した工事打合書を提出すること。

潜水技士及び海上起重作業管理技士

第3項 潜水技士及び海上起重作業管理技士の適正な配置の徹底

請負者は、本工事の安全、的確、円滑な施工を確保するため、下記の配置要領に基づき、潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置を適正に行うこと。

- 1) 港湾工事等潜水作業従事者配置要領
- 2) 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

コンクリート構造物の品質確保

第4項 コンクリート

本工事に使用するコンクリートは、原則としてJISマーク表示認証工場を選定する。なお、JISマーク表示認証工場のない地域は、配合報告書を提出するとともに、監督職員の立会の下、試験練りを行い承諾を得ること。

第5項 コンクリートの種類及び品質

コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については次表のとおりとする。

コンクリートの種類	呼び強度	荷下し地点 スラング°	粗骨材の最大寸法	セメントの種類	荷下し地点 空気量	水セメント比	備考
本体工 上部工 コンクリート(無筋)	$\delta 28 \text{ N/mm}^2$ 18	cm 8	mm 40	高炉B	% 4.5 (± 1.5)	% 65 以下	

※1 レディーミクストコンクリート工場は、原則としてJISマーク表示許可工場を選定する。

また、コンクリートの圧縮強度試験、材令28日強度については、北薩地域振興局建設部管外のコンクリート工場の場合、基本的に公的機関で行うこと。

試験練等の立会確認が必要となった場合は、監督職員が立ち会うこととする。

※2 コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリート（普通コンクリート）とし、品質については上述のとおりとする。

※3 コンクリート供試体製作時（打設毎全本数）に下記名札を型枠にセットし、圧縮強度試験時に目視及び写真確認出来るように貼り付けること。

(例)	工 事 名	川内港整備（起債）工事（〇－〇工区）
	工 種	ケツ製作（〇〇護岸：〇段目）
	種 別	高炉セメント（Ｂ）（30N/mm ² -12cm-20mm）
	打設年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	現場代理人	〇〇 〇〇
	監督職員名	技術主査 〇〇 〇〇

港湾・漁港工事における捨石・被覆石

第6項 材料の種類等

石材の種類については次のとおりとする。

また、規格寸法、比重、強度をJISA5006硬石相当品とする。

種 類	規 格	圧縮強さ	使用工種
基礎捨石	kg/個 10～100	N/cm ² 以上 4,903.3	基礎工 基礎捨石

（１）材料使用承認願いには、公的機関の実施した石材圧縮強度試験成績証と石材の産地等の判る写真を添付すること。

また、監督職員は必要に応じ採石場に出向き、確認することができる。

（２）現場に搬入された石材の中から原則として一工事につき最低１回、産地毎及び10,000m³に１回を抜き取りして比重・強度等について同質のものか試験により確認する。（試験はJISA5006の試験法による）

港湾・漁港工事における現場環境改善の実施

第7項 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所および作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
2. 現場環境改善については、別表－１の中から概ね５つの内容を選択し実施するものとする。
3. 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
4. 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
6. 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－１]

計 上 費 目	実 施 す る 内 容
仮 設 備 関 係	仮設備の設置，美装化に要する費用 1. 垂れ幕（横断幕）， 2. 工事看板（説明板・案内板・P R 看板）， 3. 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）， 4. ライトアップ
安 全 関 係	安全器具の美装化、清掃に要する費用 1. 器具美装化（バリケード，転落防止柵（足場・安全ネット）， 2. 工事標識， 3. 安全標識照明， 4. 安全器機（カラーコーン・回転灯）， 5. 安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）， 6. 清掃費，熱中症対策，防寒対策
役 務 関 係	イメージアップに係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
営 繕 関 係	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 1. 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）， 2. インフォメーション施設の設置および管理運営， 3. 行事の開催
防災・危機管理関係	防災訓練に要する費用 1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費， 2. 回航えい航費・運搬費， 3. 資機材の費用
担 い 手 育 成 関 係	現場見学，インターンシップ，出張講座等に要する費用 1. 現場見学会の開催・見学用設備， 2. パンフレット・工法説明ビデオ， 3. 出張講座の資料作成

[別表－２]

現 場 環 境 改 善 実 施 内 容 に 関 す る 名 称	損 耗 率
緑化・花壇，パンフレット・工法説明ビデオ，その他（完成予想図，法説明図，工事工程表など他の工事に転用できない物）	１００％（箇所）
デザイン工事看板	１０％（／月）
ライトアップ施設	８％（／月）
電光式標識	４％（／月）
備品類	２％（／月）

- （注） １． 上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
２． 類似品は，上表損耗率を準用できる。
３． 一工事において，損耗率が１００％を越える場合は，上限値は１００％とする。
４． 設置月数は，工程から求めるものとし，０．５ヶ月単位（２捨３入）とする。
ただし，１５日未満は０．５ヶ月とする。

(参考)

現場環境改善実施計画書

令和〇〇年度 〇〇〇〇工事 (〇〇工区)

項 目	現場環境改善を 含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金 額
仮設備関係							
購入品 リース品	A A	B B	A-B A-B	D —	N N	M M	$C * D * N * M$ $C * N * M$
安全関係							
役務関係							
営繕関係							
防災・危機管理関係							
担い手育成関係							
合 計							

工 事 打 合 簿

発 議 者	○ 発注者 ○ 請負者	発 議 年 月 日	令和 年 月 日
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()		
工 事 名	請 負 者 名		
(内 容) 本表紙に出来るだけ、打合せ内容の詳細を記載すること。 【例】 ・ 打合せ事項（問題点）及びその検討結果を簡潔にまとめる。 ・ 履行報告については、計画・実施の進捗率を記載する。 根拠を記載する。 内容が解るような必要最小限の資料を添付する。			
添付図 葉, そのた添付図書 受領書 1 式			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他 ()	
	請 負 者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他 ()	
		監 督 職 員 技術主査 ○ ○ ○ 令和 年 月 日	
		現場代理人 △ △ △ △ 令和 年 月 日	

河川港湾 課 長	総 括 監督員	技術 専門員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

「週休 2 日」 試行工事实施要領（港湾・漁港事業編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休 2 日」 試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休 2 日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（対象工事）

第 3 条 対象工事は、原則として土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事（土木工事標準積算基準書を用いて積算を行う業務委託を含む）とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注形式）

第 4 条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休 2 日」 試行工事の対象であることを明示するものとする。

（週休 2 日の定義）

第 5 条 本要領における週休 2 日の定義は下記のとおりとする。

（1）週休 2 日対象期間において、1 週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4 週 8 休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

1）通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

1）夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

2）工場製作のみを実施している期間

3）工事の全部を一時中止している期間

4）発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

（3）4 週 8 休

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1－1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表1、2に示す補正係数を乗じるものとする。

通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 4 【機械経費(賃料)】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 3

・ 港湾・漁港事業であっても、臨港道路、橋梁に関する工事は、「週休2日」試行工事実施要領〔一般土木事業・空港土木事業編〕を適用する

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の4週8休（※）以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。（別紙1－2を用いて判定）

※ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

（実施証明）

第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。

（留意事項）

第10条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- （1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- （2）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- （3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- （4）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- （5）受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- （6）発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別 表 1

市場単価補正係数 [港湾・漁港事業]

名称	区分	補正係数
		通期
底面工		1.03
マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.04
	(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工 (陸上施工)		1.04
防砂目地板取付工 (水中施工)		1.03
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)		1.03
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)		1.04
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)		1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
	コンクリート打設工	1.04

別 表 1

市場単価補正係数 [港湾・漁港事業]

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01

別 表 2

土木工事標準単価[港湾・漁港編]

名称	区分	補正係数
		通期
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型F R Pシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
F R P製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

参 考

〔港湾・漁港事業〕

	現場閉所状況
	通期の週休 2 日
労務費	1 . 0 4
機械経費（賃料）	1 . 0 2
共通仮設費	1 . 0 2
現場管理費	1 . 0 3

休日取得計画実績表（港湾・漁港事業）

工事名 : ○工事
 工事着手日 : 令和6年4月1日
 工事完成届出日（予定） : 令和6年8月1日

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	123	0	0.0%
実績	123	0	0.0%

工事期間 : 123日間

通期の4週8休 未達成

月日	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

1	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		28
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		0.0%
達成		NG

月日	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

2	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		28
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		0.0%
達成		NG

月日	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

3	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		28
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		0.0%
達成		NG

月日	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

4	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		28
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		0.0%
達成		NG

月日	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1																	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

5	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		11
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		0.0%
達成		NG

月日																												
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		0
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		####
達成		

月日																												
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		0
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		####
達成		

月日																												
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
行事																												
休暇等																												
計画																												
実績																												

	土・日	8
夏季・年末年始休暇		0
対象期間		0
計画日数		0
閉所日数		0
閉所率		####
達成		

別添 2

工事名 : ○工事
工事着手日 : 令和6年4月1日
工事完成届出日(予定) : 令和6年8月1日 工事期間 : 123日間

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	123	0	0.0%
実績	123	0	0.0%

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

(別紙 2)

令和○年○月○日

株式会社 ○○○○
○○ ○○ 殿

鹿児島県○○地域振興局長
○○ ○○

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

記

工 事 名 : ○○○○工事 (○○R○ー○工区)
工 期 : 令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
完成年月日 : 令和○年○月○日

週休 2 日実施内容 (実施した内容に■を附している)

- ☐ 4 週 8 休 (通期) を達成した。
- ☐ 4 週 8 休 (月単位) を達成した。

「週休 2 日」 試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休 2 日」 試行工事

を な お し て い ま す



かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時 間 帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改築工事 (〇〇〇〇R〇-〇工区)

発注者 鹿児島県〇〇地域振興局

建設部 〇〇〇〇課

電話 099-***-****

施工者 〇〇〇〇〇建設株式会社

電話 099-***-****

「週休 2 日」試行工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	通期の 4 週 8 休以上を達成した場合の 補正係数を各経費に乗じた上で 予定価格を作成 【実施要領第 7 条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第 4 条関係】
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休 2 日」試行工事である旨を明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
	現場閉所の 確認	月 1 回程度を目安とし、現場閉所を確 認できる資料等について受注者に提示 し、現場閉所の状況を確認を受ける。 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	実施の結果、通期の 4 週 8 休に満た ない場合は補正分を減額変更。
完成時	実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	現場閉所を確認できる資料等 により取得実績を確認 【実施要領第 6 条第 4 項関係】
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組 む姿勢が見られなかった場合につい ては、点数を減ずる。 対象期間において、月単位の週休 2 日 達成時は、加点评価。 【実施要領第 8 条関係】